

貸出業務

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
手形貸付	7,809	6,225	△ 1,584
証書貸付	402,701	382,797	△ 19,903
当座貸越	19,388	22,364	2,976
金融機関貸付	121,644	120,464	△ 1,180
割引手形	—	—	—
合 計	551,544	531,851	△ 19,692

貸出金の金利条件別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度末	令和2年度末	増 減
固定金利貸出	298,943(55.5)	286,640(56.2)	△ 12,303
変動金利貸出	239,280(44.5)	223,047(43.8)	△ 16,232
合 計	538,223(100.0)	509,688(100.0)	△ 28,535

注 () 内は構成比です。

貸出金の担保別残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度末	令和2年度末	増 減
貯金等	1,127	16	△ 1,111
有価証券	50	35	△ 14
動産	—	—	—
不動産	3,931	2,512	△ 1,418
その他担保物	—	—	—
計	5,108	2,565	△ 2,543
農業信用基金協会保証	—	—	—
その他保証	6,007	5,525	△ 482
計	6,007	5,525	△ 482
信用	527,107	501,597	△ 25,509
合 計	538,223	509,688	△ 28,535

貸出業務

債務保証の担保別残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度末	令和2年度末	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	2,273	2,004	△ 269
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	2,273	2,004	△ 269
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	—	—	—
そ の 他 保 証	23	19	△ 4
計	23	19	△ 4
信 用	2,142	1,986	△ 156
合 計	4,439	4,009	△ 429

貸出金の使途別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度末	令和2年度末	増 減
設 備 資 金	29,696(5.5)	26,085(5.1)	△ 3,611
運 転 資 金	508,526(94.5)	483,602(94.9)	△ 24,924
合 計	538,223(100.0)	509,688(100)	△ 28,535

注 () 内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度末	令和2年度末	増 減
農 業	3,035(0.6)	2,827(0.6)	△ 207
林 業	—(—)	—(—)	—
水 産 業	—(—)	—(—)	—
製 造 業	47,980(8.9)	45,087(8.8)	△ 2,893
鉱 業	—(—)	—(—)	—
建 設 業	3,099(0.6)	2,616(0.5)	△ 483
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	15,235(2.8)	14,112(2.8)	△ 1,122
運 輸 ・ 通 信 業	13,684(2.5)	11,470(2.2)	△ 2,214
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	54,066(10.0)	41,793(8.2)	△ 12,272
金 融 ・ 保 険 業	171,708(31.9)	179,252(35.2)	7,544
不 動 産 業	46,425(8.6)	39,349(7.7)	△ 7,075
サ ー ビ ス 業	159,741(29.7)	151,966(29.8)	△ 7,775
地 方 公 共 団 体	19,133(3.6)	17,631(3.5)	△ 1,501
そ の 他	4,113(0.8)	3,579(0.7)	△ 533
合 計	538,223(100.0)	509,688(100.0)	△ 28,535

注 () 内は構成比です。

主要な農業関係の貸出金残高

【営農類型別】

(単位：百万円)

種 類	令和元年度末	令和2年度末	増 減
農 業	3,485	3,266	△ 218
穀 作	185	246	60
野 菜 ・ 園 芸	229	241	11
果 樹 ・ 樹 園 農 業	3	1	△ 1
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	1,136	1,098	△ 38
養 鶏 ・ 鶏 卵	1,392	1,178	△ 214
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	537	500	△ 36
農 業 関 連 団 体 等	14,274	9,137	△ 5,137
合 計	17,760	12,403	△ 5,356

注1 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

2 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3 「農業関連団体等」には、JAや連合会（全農）とその子会社等が含まれています。

【資金種類別】

(貸出金)

(単位：百万円)

種 類	令和元年度末	令和2年度末	増 減
プ ロ パ ー 資 金	17,388	12,138	△ 5,250
農 業 近 代 化 資 金	371	265	△ 106
合 計	17,760	12,403	△ 5,356

注1 プロパー資金とは、信連原資の資本を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2 農業近代化資金とは、地方公共団体が利子補給を行うことで当会原資の資金を低利で融資するものをいいます。

(受託貸付金)

(単位：百万円)

種 類	令和元年度末	令和2年度末	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	21,903	20,130	△ 1,772
合 計	21,903	20,130	△ 1,772

注 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

貸出業務

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度				令和2年度			
	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額	期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額	期 末 残 高
一 般 貸 倒 引 当 金	1,474	1,924	1,474	1,924	1,924	2,035	1,924	2,035
個 別 貸 倒 引 当 金	1,479	568	1,479	568	568	6,458	568	6,458
合 計	2,954	2,492	2,954	2,492	2,492	8,493	2,492	8,493

貸出金償却額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
貸 出 金 償 却 額	1,063	3

注 上記の金額は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を相殺する前の金額です。

リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末	増 減
破 綻 先 債 権	15	7	△ 7
延 滞 債 権	1,159	6,968	5,809
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	2,831	2,896	65
合 計	4,005	9,872	5,866

注 リスク管理債権は、貸出金について「農業協同組合法施行規則」に定める次の区分に準じて開示しています。

(1) 破綻先債権

元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

(2) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものをいいます。

(3) 3か月以上延滞債権

元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

(4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

区 分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
【令和元年度末】					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	19	—	—	19	19
危険債権	1,206	487	—	549	1,036
要管理債権	2,831	—	—	44	44
計	4,056	487	—	612	1,100
正常債権	538,859				
合計	542,916				

【令和2年度末】

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	112	—	—	112	112
危険債権	6,900	407	—	6,345	6,753
要管理債権	2,896	—	—	79	79
計	9,909	407	—	6,538	6,946
正常債権	504,011				
合計	513,920				

注 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(3) 要管理債権

3か月以上延滞債権で上記(1)および(2)に該当しないものならびに貸出条件緩和債権をいいます。

(4) 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。